

【郡山市本庁舎壁面アートスペース利用ご案内】

1 目的

市役所本庁舎の壁面を市民のみなさんが自作の絵画、書、写真等の作品を発表する場として開放し、市民の文化活動の振興を図ることを目的としています。

2 場所

本庁舎 2 階通路一部壁面

3 開設日及び開設時間

午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分（土日、祝日を除く）

4 掲示できる方

- ・市内に所在する学校及び団体等
- ・市内に住所又は事業所を有する者
- ・その他市長が適当と認めたもの

5 掲示できない場合

- ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるもの
- ・施設又は付属物を滅失し、又は毀損するおそれがあるもの
- ・営利目的や販売を伴うもの
- ・政治性、宗教性を帯びるもの
- ・その他アートスペースの管理運営上適当でないもの

6 掲示の手続き

郡山市本庁舎壁面アートスペース掲示許可申請書を提出し、許可を受けて下さい。

7 掲示期間

1 回の掲示期間は、原則 2 か月以内です。

8 掲示料

無料です。

9 掲示期間

掲示の申込みは、掲示日の 6 か月前から受付ます。

10 申し込み・問い合わせ

郡山市総務法務課庁舎車両係 電話 0 2 4 - 9 2 4 - 2 0 5 5